

追手門学院大学法学部

追手門法学

創刊号

2024年3月

創刊のことば 高田 篤

論説

行政の民主制的並びに法治国家的基礎づけ？
—社会国家化という課題の克服にあたってのディートリッヒ・イエッシュと高田敏とを例として— 高田 篤

動産・債権譲渡担保権設定者の処分権限の立法動向(1) 堀竹 学

契約不適合責任と錯誤 —契約を起点として契約責任を考える— 山本 顯治

詐欺罪の射程 —カードすり替え事例の評価— 小田 直樹

近時の民法改正等における不動産の管理者・管理人の訴訟上の地位 山本 克己

人権としてのセクシュアリティ
—トランスジェンダーの法的性別変更を中心に— 三成 美保

レバレッジ・インバース型及び先物型ETF・ETNをめぐる説明義務 永田 泰士

法廷地選択条項の合意に関するCISGの解釈と適用 松永詩乃美

研究ノート

【調査記録】ドイツの公的部門における法曹の養成と役割 高橋 明男

翻訳

ドイツ国法学における憲法理論と憲法ドグマティクの関係
クリスチャン・ブムケ
磯村 晃／宇多 鼓次朗(訳)

創刊のことば

2023年4月に追手門学院大学法学部が設立された。近年、日本社会における法学部の存在感が低下している中で、法学部の新設を有難く思いつつ、構成員の一人として責任の重さも痛感している。

法学は、長い歴史の中で重要な役割を果たしてきたが、人を育てることもその大切な働きのひとつであった。法の学習においては、具体的な問題・課題に取り組むのに、法体系全体を見通す力が求められるため、個別的・具体的かつ総括的・体系的に分析する能力が育まれる。また、日本の法学に不可欠の歴史的、比較法的考察は、変動・展開していく社会の事象を客観的・相対的に把握する力を養う。日本の社会においては、かような能力を持った人材が、多くの分野で活躍し、評価されてきた。追手門学院大学法学部は、そうした人材育成において大きな意義を有する法学にとって、重要な担い手となることをめざし、出発したのである。

この目標に向けて、法学部の構成員が、常に問題関心を拡げ、学問・研究し続けると同時に、さまざまなレベルや形で研究交流し、法学の多彩な彫琢に寄与していく必要がある。それを可能にする媒体として、『追手門法学』は創刊された。

ここにその第1号を送り出す。学部設立・創刊早々のことであり、これが法学に対してどれほどの意義を有し得るのか、確言できるような状態にはない。しかし、『追手門法学』が、やがては法学の発展を支える媒体へと成長していくことを願っている。多くの読者に批判的な関心を持っていただければ幸いである。

高 田 篤

追手門法学 創刊号

目 次

創刊のことば	高 田 篤	
論 説		
行政の民主制的並びに法治国家的基礎づけ？ －社会国家化という課題の克服にあたってのディートリッヒ・イエッシュと高田敏とを例として－	高 田 篤	1
動産・債権譲渡担保権設定者の処分権限の立法動向(1)	堀 竹 学	15
契約不適合責任と錯誤		
－ 契約を起点として契約責任を考える －	山 本 顯 治	33
詐欺罪の射程－カードすり替え事例の評価－	小 田 直 樹	47
近時の民法改正等における不動産の管理者・管理人の訴訟上の地位	山 本 克 己	71
人権としてのセクシュアリティ		
－ トランスジェンダーの法的性別変更を中心に	三 成 美 保	81
レバレッジ・インバース型及び先物型ETF・ETNをめぐる説明義務	永 田 泰 士	137
法廷地選択条項の合意に関するCISGの解釈と適用	松 永 詩乃美	181
研究ノート		
【調査記録】ドイツの公的部門における法曹の養成と役割	高 橋 明 男	197
翻 訳		
ドイツ国法学における憲法理論と憲法ドグマーティクの関係	クリスチャン・ブムケ	205
	磯村 晃／宇多 鼓次朗(訳)	

『追手門法学』編集要綱

2023年7月27日制定

(目的)

第1条 『追手門法学』は、追手門学院大学法学部（以下「法学部」という。）における研究活動及び教育活動の成果の発表を目的として刊行する。

(編集等の機関)

第2条 『追手門法学』の企画、投稿受付及び編集は、『追手門法学』紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が行い、発行は法学部が行う。

2 委員会は、学部長が指名する3名の紀要編集委員をもって構成する。

(投稿資格)

第3条 投稿資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 法学部専任教員
- 二 本学名誉教授（法学部に在職した者に限る。）
- 三 その他委員会が認めた者

2 共著論文の投稿資格は、前項第一号又は第二号に掲げる者が筆頭著者である場合に限り認められる。

3 第一項各号に掲げる者を除くほか、次のいずれかに該当する者については、『追手門法学』刊行の目的に照らし、委員会の議を経て、投稿資格を認めることができる。

- 一 法学部専任教員が本学を拠点に実施する研究企画への参加者が、当該研究企画に関連して論文等を執筆した場合であって、『追手門法学』への掲載について当該法学部専任教員による推薦のある者
- 二 法学部において行われた学術講演を基に講演者が論文等（講演が外国語による場合は法学部専任教員によるそれらの翻訳を含む。）を執筆した場合であって、『追手門法学』への掲載について当該講演の主催者である法学部専任教員による推薦のある者

(投稿の要件)

第4条 『追手門法学』に投稿する論文等は、次の各号の定める要件をすべて満たすものでなければならない。

- 一 他誌等に未掲載及び未投稿の原著論文等であること。
- 二 完成原稿であること。
- 三 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 論説
 - ロ 研究ノート

ハ 判例評釈

ニ 資料紹介、翻訳

ホ 書評

ヘ その他委員会が認めたもの

四 グラフを含む図、表及び写真が、そのまま製版できるように作成されていること。

五 原稿の使用言語が、印刷可能な言語の範囲内であること。

六 外国語による文献又は講演等の翻訳について、著作権処理が完了していること。

(『追手門法学』の発行)

第5条 『追手門法学』は、オンライン・ジャーナルとして発行する。ただし、予算の範囲内で、閲覧用で最小限の部数の冊子体を別に印刷することを妨げない。

2 『追手門法学』は、各年度1回以上発行する。

3 各年度の原稿募集、投稿期限、発行日その他『追手門法学』の発行に関する事項は、委員会が決定する。
(原稿の形式)

第6条 投稿する原稿の形式は、委員会が別に定める「『追手門法学』執筆要領」による。

(校正)

第7条 校正は著者校正とし、再校までとする。著者は、校正期限を遵守し、校正時に大幅な訂正を行わない。

2 著者が前項の規定に反したときは、委員会の決定により、当該論文等の掲載を認めないことができる。

(抜刷)

第8条 抜刷の費用は申込者の負担とする。

(法学紀要データベースへの掲載)

第9条 『追手門法学』に掲載する論文等は、「法学紀要データベース」にも掲載する。

2 投稿者は、投稿にあたり、「法学紀要データベース」への掲載を希望しない旨、委員会に申し立てることができる。委員会は、その議を経て、申し立てを認めるか否かを決定できる。

(改廃)

第10条 この要綱の改廃は、委員会の議を経て、学部会議で行う。

附 則

この要綱は、2023年9月11日から施行する。

執筆者紹介（掲載順）

高田 篤	追手門学院大学法学部教授・法学部長
堀竹 学	追手門学院大学法学部教授
山本 顯 治	追手門学院大学法学部教授
小田 直 樹	追手門学院大学法学部教授
山本 克 己	追手門学院大学法学部教授
三成 美 保	追手門学院大学法学部教授
永田 泰 士	追手門学院大学法学部准教授
松永 詩乃美	追手門学院大学法学部准教授
高橋 明 男	大阪大学大学院法学研究科教授
クリスチャン・ブムケ	ブツェリウス・ロースクール教授
柴田 堯 史	追手門学院大学法学部講師
磯村 晃	大阪大学大学院法学研究科招聘研究員
宇多 鼓次朗	大阪大学大学院法学研究科博士後期課程

追手門学院大学法学部教員一覧（50音順）

法学部長	高田 篤	張 笑男	安田 理恵
	池内 博一	永田 泰士	山本 克己
	井村 真己	服部 高宏	編集委員 志賀 典之
	小田 直樹	福島 涼史	編集委員 三成 美保
	近藤 直人	堀竹 学	編集委員 山本 顯治
	柴田 堯史	松永 詩乃美	

追手門法学 第1号（創刊号）

2024年3月15日発行

編集・発行

追手門学院大学法学部

代表 高田 篤

〒567-0013 大阪府茨木市太田東芝町1-1

印刷・製本

川西軽印刷株式会社

〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町A番22号

OTEMON LAW REVIEW

Preface

Atsushi Takada

ARTICLES

Demokratische und rechtsstaatliche Begründung der Verwaltung ?

– bei den Bewältigungen der Sozialstaatlichkeit am Beispiel von Dietrich Jesch und Bin Takada –

Atsushi Takada

Legislative Trend Regarding Authority of Security Provider to Dispose of Encumbered Movables and Claims

Manabu Horitake

Contractual Liability for Nonconformity of Goods and Mistake

Kenji Yamamoto

Range of Fraud – Note of the Card-Exchange Case

Naoki Oda

Zur Stellung des von den neueren Gesetzgebungen eingeführten Immobilienverwalters im Zivilprozess

Katsumi Yamamoto

Sexuality as a Human Right

— Focusing on the Legal Gender Reassignment of Transgender People

Miho Mitsunari

The Duty to Explain around Leveraged and Inverse and Futures-type ETFs and ETNs

Taiji Nagata

Interpretation and Application of the CISG on Agreements on Forum Selection Clause

Shinomi Matsunaga

RESEARCH NOTE

Memorandum

On Training and Function of Legal Experts in the German Public Sector

Akio Takahashi

TRANSLATION

Die Beziehungen zwischen Verfassungstheorie und Verfassungsdogmatik in der deutschen Staatsrechtslehre

Christian Bumke

übersetzt von *Akira Isomura, Kojiro Uda*

Vol. 1
2024. 3

Faculty of Law, Otemon Gakuin University

ISSN 2759-3258

